

公共建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対応に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、綾瀬小学校の建物解体工事において、アスベスト飛散事故が発生し、近隣市民に対し多大な健康不安を抱かせてしまった状況をかんがみ、今後このような飛散事故を未然に防ぐため、必要な指針を定めるものとする。

(目的)

第2条 建築課、環境保全課並びに各施設管理者が連携し、公共建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策を確立することにより、今後の再発防止に努めるものとする。

(再発防止対策の取組み)

第3条 次に掲げる取組みを実施するものとする。

| 内 容 | 担当課 | 時 期 | 備 考 |
|----------------------------------|--------------|--------------|----------|
| アスベスト飛散防止対策委員会の設置 | 建築課 | 平成23年度 | 年2回以上開催 |
| 公共建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止対策実施要領の策定 | 建築課 | 平成23年度 | |
| 石綿作業主任者資格の習得 | 建築課 環境保全課 | 平成23年度 以降 | 各年度取得 |
| アスベストの専門知識に関する研修会 | 建築課 | 各年度 | 各施設管理者 |
| 大気汚染防止法の特定粉じん排出作業の届出 | 環境保全課 | 随時 | 県政総合センター |
| 公共施設維持管理マニュアルの周知 | 建築課 | 各年度 | 1回 |
| 工事契約事務に関する手続き | 財政課 | 随時 | |
| 公共施設へのアスベスト含有製品使用の調査 | 建築課 | 平成23・24年度 | 各施設管理者 |

(アスベストに関する相談窓口について)

第4条 アスベストに関する市の相談窓口は次のとおりとする。

| 内 容 | 問合せ先 | 直通電話番号 |
|-----------------|----------|-------------|
| 一般的な健康相談窓口 | 健康づくり推進課 | TEL 77-1133 |
| アスベスト物質に関する相談 | 環境保全課 | TEL 70-5619 |
| 個人住宅のアスベスト使用の相談 | 建築課 | TEL 70-5602 |

附 則

この指針は、平成23年11月11日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。